

手塚良齋「医学所御用留」(一〇・完)

深瀬 泰且

一、八月十二日大手前局江受取二相成候新步兵、為交代上京被仰付候二付、右附属之為安井元達御用中取締介被仰付、外左之四人附属被仰付候事

杉田杏齋 程田玄悦 千村礼庵 赤城良閑 (九三丁ウ)

右以御書付駒井甲斐守殿被申渡二付、同日於大手前局申渡候事

一、九月廿三日、四日、五日、西丸下御召連兵隊上京交代被仰付出立二相成候事、附属難波雄玄、小林文周、手伝楠林容齋、青木文岱出立之事

一、九月廿六日、七日、八日、三番丁御抱兵、横田五郎三郎殿引率大隊出立之事、附属千村礼庵、程田玄悦、杉田杏齋、安井元達出立並為取締吉田策庵上京被仰付候事 (九四丁オ)

一、九月廿七日、八日、九日之三日、組合銃隊之者者西丸下屯所江御抱二相成候二付、右之三日検査有之旨、陸軍奉行並合原左衛門尉殿廻状之事

十月十八日

美濃守殿御渡

醫師、武家之御奉公被仰付もの、拝領町屋敷之分武士地二引替可被下候間、引替之養奉相願候、尤此後武家之御奉公被仰付面々も同様可相心得候

十月

丹波守殿御渡

醫師之義

思召之旨も被為在候二付、向後一統物髪二被仰付候、尤惣髪罷成候間、持病等二差障難し相成輩ハ其趣を願上月代剃可申候

一、法印、法眼、無官の輩、名前之義ハ是迄之通たるべく
一、式立候節ハ十徳法袴着用、平日ハ平服用用可被、右之趣可被心得候事

覚

(九五丁オ)

奥医師、奥詰医師、式立之節ハ十徳着用候様相違候得共、法印、法眼之外ハ十徳白衣着用候様と可相心得候事

醫師之義ハ先祖已来之家業連綿御用ニ可相立様可心掛ハ勿論之事二候得共、其者材略ニ寄り医業を以被召仕候より、武家御奉公被仰付候方、相応之輩ハ武役ニ可召仕候との

御趣意を以、蓄髪相願度者ハ勝手次第可相願、蓄髪之上御番筋江相願候者ハ御番入等も可被仰付旨、去ル戌年被仰出候以來、相願候面々ハ蓄髪武家御奉公を以被仰付(九五丁ウ)候、格外之御趣意を取違、近来御部屋住之者武家御奉公相願、又ハ武刃之心掛ケ有之候者を相撰、養子相願候輩も有之候、其方医業修行為致御用立候様、厚世話可致は勿論、養子之義は猶又医業宜者相撰早速可御用立者可相願等之事二候条、以後医家ニ而武家御奉公相願候ハ難相成、依て者武家御奉公願相

濟候倅、其医業相応出来医家之願替致度者ハ、願次第御許容可相成候間、其段改めて可相願候、且又医師之(九六丁才)義医業を以世録相成候義二付、以来依願武家御奉公被仰付節ハ、相応二家禄を相減可被仰付候、右之通リ

御趣意之趣、厚相心得先祖よりの家之業術者鍊磨致し、其上西洋医術も伝習之義願度者ハ、相願次第可被仰付候間、是又勝手次第可為候、右之通被仰出候間、御目見以(九六丁ウ)上之分江御通達候以上

十月十六日

一、十月廿一日惣出仕被仰出、今般於二条御城御所江御政權御免御願立御免被仰出候趣御達有之候事

一、同廿二日より腰足痛不出来二付引込養生致度段、御屈書認メ月番戸塚静甫江相願遣し引込候事

一、十一月十一日大手前伝習歩兵上京被仰付、右附属として宮内陶亭、金沢了元外手伝門人兩人上京被(九七丁才)仰付候事

一、十一月十三日京都市中兵病、御軍艦にて帰府、手塚良仙門人岩田良伯、越山友仙門人立花順庵兩人帰府可申候事

医師取締江

中山信齋

田元俊

影山禎哉

岩田良伯

立花順庵 (九七丁ウ)

右之者共、当分屯所附医師手伝相勤候様可被申渡候、尤御手当之義ハ遠国御用之振合を以老人壹ヶ月式十兩宛被下候間、其段可被申渡候

十一月十四日

右之御達城 和泉守より高島祐啓へ御達し有之、即申渡左之通当番申付候事

西九下 影山禎哉

小川町

岩田良伯

辰之口

中山信齋

立花順庵

一、十二月十五日西九下二大隊上京二付、山本長安陸路附属、戸塚静甫海路附属上京之事 (九八丁才)

一、同月廿八日大手前伝習兵予備隊上坂二付、浅野美作守殿乗込役々出立二付、附属桐原鳳卿附属被仰付候、尤出立延引二付正月二日当所出立之事

一、同月廿五日芸州三屋敷焼払相成候事

一、同月十二日二条御城御開き二相成、十三日大坂御城江上様御入城二相成候事

注

(10) 徳川幕府の典医や各藩の医師は旧例にしたがつて剃髪し、十徳を着用することが慣例になっていた。これにたいして蓄髪くるしからずとして蓄髪の許可が発令されたのは文久二年二月七日である。ついで慶応三年一〇月一六日には、さらにその扱いが緩和された。

(11) 「去ル戊年」は文久二年のこと。注(10)を参照のこと。

(12) 「医家之願替」は『続徳川実紀』によれば「医家江願替」とある。

(13) 田元俊は押田元俊。

慶応四年

慶応四辰年正月

(九八丁ウ)

当正月年頭御礼元日、二日両日二限り、老役老人限り申上候事

一、三日御上洛ニ付坂地より御上京之御先供牧方、淀、伏見、戦争ニ及候旨

一、同月十日大手前一中隊駿府迄出張ニ付、右附属として渡部良智手伝門人被仰付、十一日出立いたし候事

一、同月十二日三番丁一大隊上坂被仰付候ニ付、右附属として大熊良達、中山信斎被仰付候事

正月十二日朝五ツ半時迄、上様御義御軍艦にて大坂表より還御被遊候事 (九九丁オ)

同月廿一日山本長安、押田玄俊、影山祐斎帰府之事

- 吉田策庵
- 宮内陶亭
- 芬木元春
- 戸塚静甫
- 相川洪道
- 三浦文卿
- 奥山元省
- 千村礼庵
- 伊東玄民

津田為春 吉田宗琢 伊沢宗甫
右帰府可申候事

海軍物裁 矢田堀讃岐守¹⁾ (九九丁ウ)

同副物裁 榎本和泉守²⁾

陸軍物裁 勝 阿波守³⁾

同副物裁 藤沢志摩守¹⁾

正月朔日程田玄悦帰府届持参候事

一、二月十二日上様上野御成、引統御山内御引籠、御謹慎被為在候事 (二〇〇丁オ)

一、四月中生活之見込有之候者、仮合御普代之者と云共、御暇相願不苦候旨被仰出候ニ付、左之通り願書差出し候事

御番医師並 歩兵屯所附医師取締

手塚良斎

一、私義一昨年中より久々傷冷毒にて腰足痛相煩程ニ療養仕候得共、只今以テ全快不仕、時期之転変ニ依り、右痛再発仕起居動揺難儀罷在押て出勤罷在候得共、(二〇〇丁ウ) 急ニ全快之程茂不束覚ニ有之、当御時節柄却て奉恐入義ニ付、歩兵屯所附医師取締被仰付被下候様此如奉願上候以上³⁾

御番医師並

歩兵屯所附医師取締

辰四月

手塚良齋

松平太郎殿⁽⁶⁾

別紙之通り相認メ四月十八日月番高島祐啓^{マツ}ヲ差出候処、同人御免願一同御殿調役仁羅山銀次郎江頼遣(二〇一丁オ)シ候処、同月晦日願濟左之通り御書付之事

申渡

手塚良齋

願之通り歩兵屯所附医師取締御免御暇被 仰付候旨、丹

後守殿被仰渡、依之申渡 辰四月

右之御書付、藤沢志摩守殿被相渡候旨、調役組頭仁羅山銀次郎江別紙添相届、則御書付之旨奉畏候(二〇一丁ウ)旨、松平太郎殿名当にて御請書実印相印差出し候事
畢

注

(1) 矢田堀讃岐守は矢田堀景蔵(一八二九—一八八七)。名は鴻。慶応四年正月二三日に海軍奉行より海軍総裁に就任した。

(2) 榎本和泉守は榎本武揚(一八三六—一九〇八)。慶応四年正月二三日に軍艦頭より海軍副総裁に就任した。

(3) 勝阿波守は安房守が正しい。海舟勝麟太郎義邦(一八二二—一八九九)である。慶応四年正月二三日に海軍奉行並より陸軍総裁に就任した。

(4) 藤沢志摩守は藤沢次謙。慶応四年正月二三日に陸軍奉行並から陸軍副総裁に就任した。

(5) この部分の文章は不明確であるが原文のままとした。

(6) 松平太郎(一八三九—一九〇九)はこの時歩兵奉行並。名は正親。『江戸時代制度の研究』の松平太郎は同名の嗣子である。手塚良齋は辞任願を直属上司である歩兵奉行に提出した。辞任の理由はあくまでも健康を害したこととしてゐる。